

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案要綱

第一 内閣府関係（第一章関係）

一 災害対策基本法の一部改正（第一条関係）

港湾管理者及び漁港管理者は、災害時における車両の移動等を行うことができるものとする。

二 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正（第二条関係）

公立大学法人は、幼保連携型認定こども園を設置することができるものとする。

三 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正（第三条関係）

学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務を処理するために必要な特定個人情報に、生活保護関係情報及び地方税関係情報を追加すること。

第二 総務省関係（第二章関係）

一 地方独立行政法人法の一部改正（第四条関係）

1 公立大学法人は、その設置及び管理する大学又は大学及び高等専門学校における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であつて政令で定めるものを実施する者に対し、当該公立大学法人を設

立する地方公共団体の長の認可を受けて、出資を行うことができるものとする。

2 公立大学法人は、その設置及び管理する大学に、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園又は専修学校を附属させて設置することができるものとする。

3 公立大学法人は、政令で定める土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な費用に充てるため、当該公立大学法人を設立する地方公共団体の長の認可を受けて、長期借入金をし、又は当該公立大学法人の名称を冠する債券を発行することができるものとする。

第三 文部科学省関係（第三章関係）

一 学校教育法の一部改正（第五条関係）

公立大学法人は、大学及び高等専門学校以外の学校も設置することができるものとする。

第四 厚生労働省関係（第四章関係）

一 職業安定法の一部改正（第六条関係）

1 地方公共団体が無料の職業紹介事業を行う場合における厚生労働大臣への届出義務を廃止すること。

2 無料の職業紹介事業を行う地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）は、当該事業を行う旨を厚生労働大臣に通知しなければならないものとする。

3 特定地方公共団体の職業紹介責任者の選任義務等を廃止すること。

4 公共職業安定所は、特定地方公共団体が求人又は求職に関する情報の提供を希望するときは、当該特定地方公共団体に対し、求人又は求職に関する情報として厚生労働省令で定めるものを電磁的方法等により提供するものとする。

5 その他所要の改正を行うこと。

二 社会福祉法の一部改正（第七条関係）

都道府県又は指定都市若しくは中核市は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に精神障害者福祉に関する事項を調査審議させることができるものとする。

三 雇用対策法の一部改正（第八条関係）

1 国及び地方公共団体は、国の行う職業指導及び職業紹介の事業等と地方公共団体の講ずる雇用に関する施策について、相互の連携協力の確保に関する協定の締結、同一の施設における一体的な実施そ

他の措置を講ずるものとする。

2 地方公共団体の長は、労働者の職業の安定のため必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、必要な措置の実施を要請することができるものとする。

3 厚生労働大臣は、2による要請に基づき労働者の職業の安定に関し必要な措置を実施するときはその旨を、当該要請に係る措置を実施する必要があると認めるときはその旨及びその理由を、遅滞なく、当該要請をした地方公共団体の長に通知しなければならないものとする。

4 厚生労働大臣は、2による要請に係る措置を行う必要があるか否かを判断するに当たっては、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、学識経験者その他の厚生労働省令で定める者の意見を聴かなければならないものとする。

5 4により意見を求められた者は、その意見を求められた事案に関して知り得た秘密を漏らしてはならないものとする。

6 5に違反した者に対し、所要の罰則を科すこと。

四 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の一部改正（第九条関係）

指定検査機関の指定等に係る事務・権限を、都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長）が行うものとする。

第五 農林水産省関係（第五章関係）

一 森林法の一部改正（第十条関係）

森林法第二十五条第一項第四号から第十一号までに掲げる目的を達成するため指定された保安林のうち、その全部又は一部が保安施設事業等の施行に係る土地の区域内にあるものの指定を都道府県知事が解除しようとする場合における農林水産大臣への同意を要する協議を、同意を要しない協議とすること。

二 漁業近代化資金融通法の一部改正（第十一条関係）

漁業近代化資金融通法第二条第一項第六号から第九号までに掲げる者のうち都道府県の区域を超える区域を地区とするもの等に対して農林中央金庫が貸し付ける漁業近代化資金以外の漁業近代化資金に關し、一漁業者等に係る貸付金の合計額が法定の額を超える場合の承認に係る事務・権限を、当該漁業者等の住所を管轄する都道府県知事等が行うものとする。

第六 経済産業省関係（第六章関係）

一 工場立地法の一部改正（第十二条関係）

町村の区域については、町村が緑地面積率等に係る準則を定めることができるものとともに、特定工場の新設に係る届出の受理等の事務・権限を、町村長が行うものとする。

第七 国土交通省関係（第七章関係）

一 建築基準法の一部改正（第十三条関係）

都道府県及び建築主事を置く市町村等の公共建築物等のうち、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て指定したものについて、定期点検を要しないものとする。

二 高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部改正（第十四条関係）

1 市町村は、都道府県との協議を経て、市町村高齢者居住安定確保計画を定めることができるものとする。

2 サービス付き高齢者向け住宅の登録基準等について、市町村高齢者居住安定確保計画が定められた市町村の区域内にあつては、基本方針及び市町村高齢者居住安定確保計画に照らして適切であるもの

とすること。

3 その他所要の改正を行うこと。

第八 環境省関係（第八章関係）

一 水質汚濁防止法の一部改正（第十五条関係）

1 水質汚濁防止法第四条の三第三項の総量削減計画を都道府県知事が策定する場合における環境大臣への同意を要する協議を、同意を要しない協議とすること。

2 その他所要の改正を行うこと。

第九 その他（附則関係）

一 この法律は次に掲げる事項を除き、平成二十九年四月一日から施行するものとする。

1 災害対策基本法の一部改正等 公布の日から施行

2 職業安定法の一部改正等 公布の日から起算して三月を経過した日から施行

3 建築基準法の一部改正等 この法律の公布の日又は建築基準法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十四号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行

二 所要の経過措置を規定すること。

三 政府は、第九の一の1の規定の施行後適当な時期において、第一の一による改正後の災害対策基本法の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

四 所要の規定の整備を行うこと。